

## 大阪市従業員労働組合市民生活支部との事務折衝

- 日 時 令和2年3月6日（金） 18：30～20：00
- 場 所 大阪市従業員労働組合市民生活支部事務所（大阪府中央区）
- 出席予定者
  - （中央卸売市場） （市民生活支部）
  - 総務担当課長代理 書記長
  - 担当係長 書記次長
  - 調査政策部長

「本場ならびに東部市場技能職員の指定休の廃止の提案」に関する事務折衝

【所属】：（担当係長）

- これより、事務折衝を行います。

【所属】：（総務担当課長代理）

- 大阪市従業員労働組合市民生活支部の皆様には、日頃から、中央卸売市場の管理業務の担い手としてご尽力いただいていることに対し、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。
- 本日は、「本場ならびに東部市場技能職員の指定休の廃止について」提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- それでは、私の方から説明させていただきます。
- これまで、本場ならびに東部市場に勤務する技能職員については、過去の労使協議に基づき、日々の業務執行体制として8分の5の規模を確保し、業務対応するとしてきました。
- また、土曜日は市場が開場であり、その業務対応のため、年度カレンダーを設定し、8パターンのサイクルで職員ごとに土曜日の指定休を定めるほか、土曜日に業務対応を行う職員に対しては、土曜閉庁職場との均衡を考慮し、月曜日または木曜日を指定休としてきました。
- しかしながら、この間の業務執行体制の縮小に伴い、この指定休制度の運用が困難な状況となっていたことから、平成28年3月の折衝において、職員の健康増進や連休の確保を進める観点から職制としての考え方を示したところではありますが、支部並びに職場の意見も踏まえ、今後の実施予定として継続議案で取り扱うこととして確認したところでもあります。
- これらの経過から、職制としては支部並びに職場とともに継続して意見交換を行いながら、適切な指定休制度を含めた勤務労働条件の整備にかかる検討を進めてきたところである。
- 本市においては、職員のワーク・ライフ・バランスの推進が進められており、国においても「働き方改革の推進」が各自治体にも求められている状況から、市場としましても職員の健康増進を図るべく、現行の体制に見合う指定休制度の見直し実施が必要と考えているとこ

るであります。

- そこで、今般、現在運用しております「指定休」制度を廃止し、土曜日と日曜日の連休に改め、職員の休息期間の確保を図ることにより、より効率的に業務執行が行える勤務労働条件の整備を行いたいと考えており、職制案として提案させていただくものであります。
- ただし、要勤務日となります月曜日から金曜日につきましては、適正な業務執行ならびに労働安全対策を確保する観点から3人以上の業務執行体制を確保することとしたいと考えております。
- なお、管理運営事項であります業務執行体制が確立する時期が現時点でありますことから、市場当局からの提案の時期と支部の皆様に判断をお願いする期間が非常に短期間となっておりますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【組合】：《書記長》

- 本日提案を受けた内容に関して、現在市場に配置されている職員の健康管理や労務管理の観点で改善の方向性が盛り込まれている点については、一定理解するものの、業務執行体制については、適正な規模や職員配置を行うべきである点を指摘しておく。

【所属】：（総務担当課長代理）

- 支部のご了解を得た後すみやかに、今回の内容について全職員に説明を行ってまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。
- 今後ともこのことにより問題が生じた場合には、誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。